

カタクチイワシ瀬戸内海系群の 資源管理について② 【課題への対応状況等】

令和7年10月22日(水)

令和7管理年度TAC変更に関する意見交換会
水産庁

目 次

1. 課題について	1
2. 各課題の対応状況について	
(1) T A C報告による正確な漁獲データの収集	2
(2) 原魚換算係数の確定、生き餌用漁獲量の把握方法確立	3
(3) 翌管理年度からの繰入制度	8
(4) 配分方法・融通促進制度	10
(5) シラスの管理	15
3. 今後のスケジュールについて	16

1. 課題について

- カタクチイワシ瀬戸内海系群の資源管理を推進していく上で、課題として取り上げられている事項は以下のとおり。

【ステップ1で主に取り組む課題】

- (1) TAC報告により、正確な漁獲データを収集する。
- (2) 原魚換算係数(※)を確定し、活き餌販売用の漁獲量の把握方法を確立する。
(※) 生原魚重量と加工乾燥後の重量を比較して、加工乾燥重量から生原魚重量に戻すには何倍にすればよいかという数値。
- (3) 翌管理年度からの繰入制度の詳細を決定する。

【ステップ2で主に取り組む課題】 ※(1), (2)について、ステップ2でも引き続き取り組む。

- (4) ステップアップ期間において管理の運用のシミュレーションを実施しながら、各府県への配分の方法(留保枠設定の有無及びその追加配分方法含む)や、府県間融通の促進方策の詳細を決定する。
- (5) シラスの管理について、漁獲努力量を増やさないこと以上の取組を検討するため、具体的な検討を進める。

2. 各課題の対応状況について

(1) TAC報告による正確な漁獲データの収集

- 令和7管理年度から、ステップ1管理により、漁業法第30条の規定に基づくTAC報告が義務化された。
- SH会合での議論において、本系群については、農林統計により漁獲量が集計されているが、特に以下の例について、その量が正確に収集されていなかった可能性がある」と指摘された。また、加工品の換算係数についても、実態と乖離している可能性が指摘された。

このため、ステップ1の期間において、特にこれらの点について留意して、正確な情報の収集体制を確立する必要がある。

- ・ 共同販売（共販）を通さず、独自のルートで流通された加工品
- ・ 市場を通さずに販売された生鮮流通品
- ・ 生き餌販売用の漁獲量
- なお、TAC報告に用いる原魚換算係数については、暫定的に、現時点において各府県が採用している数値を使用している。
（※P5の表を参照。今後、確定した係数と異なる場合には、令和7年1月に遡及して修正する可能性あり。）
- 現時点において、関係府県のTAC報告体制は、大きな問題なく順調に構築されつつあり、概ね円滑なTAC報告が行われていると認識している。【参考1・2・3】

2. 各課題の対応状況について

(2) 原魚換算係数の確定、活き餌用漁獲量の把握方法確立(その1)

- 原魚換算係数については、第2回SH会合（令和5年12月）で示した以下の考えに基づき検討を進めている。
 - ・ 過去から使用してきた数字が基本になると考えていますが、今後、より詳細な各地域の実態把握を進め、新たに客観的な根拠に基づく換算係数の提案があった場合や、相対的にみて根拠の乏しい換算係数が判明した場合には、関係府県間で公平な取扱いとなることを前提として、対応を検討していきます。
- 活き餌用漁獲量の把握方法については、実態があるのは兵庫県・和歌山県であり、両県においてはそれぞれ、P6及び7のとおり漁獲量の把握に向けた取組が確認された。今後、両県は「活き餌用漁獲量の把握方法の運用及び課題」に関する資料を作成し、その中で、より具体的なTAC報告の方法等について説明することとなっている。

2. 各課題の対応状況について

(2) 原魚換算係数の確定、活き餌用漁獲量の把握方法確立(その2)

- 原魚換算係数について、前ページの考えの下で検討を進めた結果、現時点の状況は以下のとおりである。
 - これまで、独自の原魚換算係数を採用している広島県・香川県・愛媛県・山口県において原魚換算係数に関する調査が行われた（※P 5の表を参照。）。
 - この結果を踏まえて関係府県間で意見交換を行ったところ、次の意見があった。
 - ・ 銘柄や時期によって原魚換算係数に差異があることが確認されているものの、現実的に、細かく製品別の原魚換算係数を定めて、これらを管理・運用することは困難である
 - ・ 瀬戸内海全域において共通の原魚換算係数を設定して、これを全てのカタクチイワシ製品に適用して管理・運用するというのが公平なのではないか
 - 以上を踏まえ、今後、「瀬戸内海全域において共通の原魚換算係数を設定する」方向で検討を行うこととする。このため、①共通の原魚換算係数を使うことの影響の把握（特に資源評価への影響及びその対応。）、②共通の原魚換算係数の具体的な数値、を検討し、年度内に決定することとする。

2. 各課題の対応状況について

(2) 原魚換算係数の確定、活き餌用漁獲量の把握方法確立(その3)

● 原魚換算係数についての各府県への調査結果を取りまとめると、以下のとおり。

	換算係数 (案)	備考		換算係数 (案)	備考
大阪	無し	－(加工実態が無いため)	徳島	無し	－(加工実態が無いため)
兵庫	無し	－(加工実態が無いため)	香川	× 4 カエリ × 4.9 小羽 × 4.2 中羽 × 4.2 大羽 × 4.2 <平均 × 4.3>	令和7(2025)年6、7月に複数日にかけて異なる銘柄で調査を実施。
和歌山	無し	－(加工実態が無いため)			
岡山	無し	－(加工実態が無いため)			
広島	× 4.6	平成5(1993)年に実施した水産試験場の調査内容(広島県東部海域産)及び令和6(2024)年に実施した現地調査の内容を踏まえて採用			
山口	× 5 【調査結果】 × 3.4～5.1	令和7(2025)年6月から9月にかけて、県内3箇所、計4回の調査を実施。(結果は左記のとおり) ・県としては、今回の調査結果をもって係数を確定するのは妥当ではないと判断。 ・引き続き調査を行い、県内漁業者と合意形成を行った上で、係数を決定する。	愛媛	× 4 × 3.5 × 4.2	令和7(2025)年9月に調査を実施。 ・今後、サンプルを用いて水産研究センターで水分と脂肪を分析する予定。 ・係数は、上記分析結果や他機関の調査結果を踏まえて決定する。
			福岡	無し	－(加工実態が無いため)
			大分	× 3.7	従前より水産試験場が使用

2. 各課題の対応状況について

(2) 原魚換算係数の確定、生き餌用漁獲量の把握方法確立(その4)

- 生き餌用漁獲量の把握について、兵庫県における現時点の検討状況は以下のとおり。

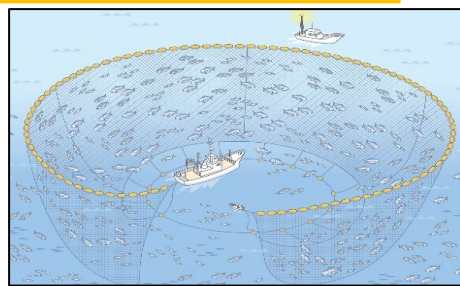
(1) ①と②の間にある生け簀（運搬）船に搬入した際に、関係漁業者及び漁協の経験則から、一定の精度で漁獲量の把握が可能。

(2) また①において別途冷凍エサ用の漁獲も行っており、これについては作成する冷凍ブロックの個数により漁獲量の把握が可能。

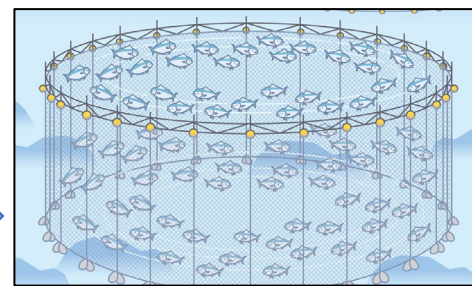
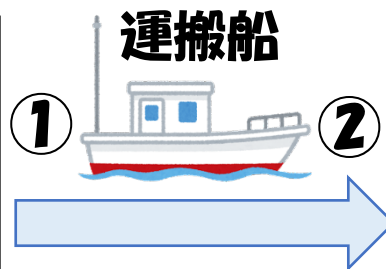
よって、T A C 報告は（１）と（２）を合わせた数量により行う。

(3) なお、③の出荷の際には、販売実績の記録が残るため、この③の出荷販売量を活用して上記の T A C 報告する漁獲量の正確性を確認・改善することを検討する。

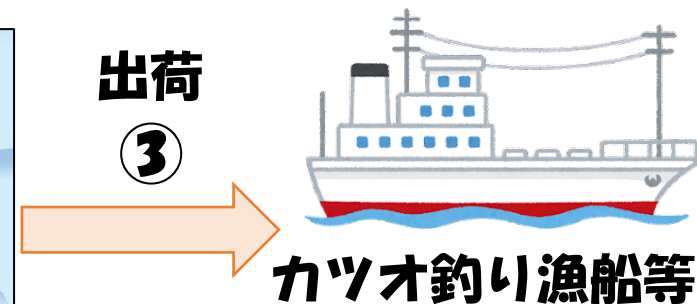
<イメージ図>



まき網



生け簀



カツオ釣り漁船等

2. 各課題の対応状況について

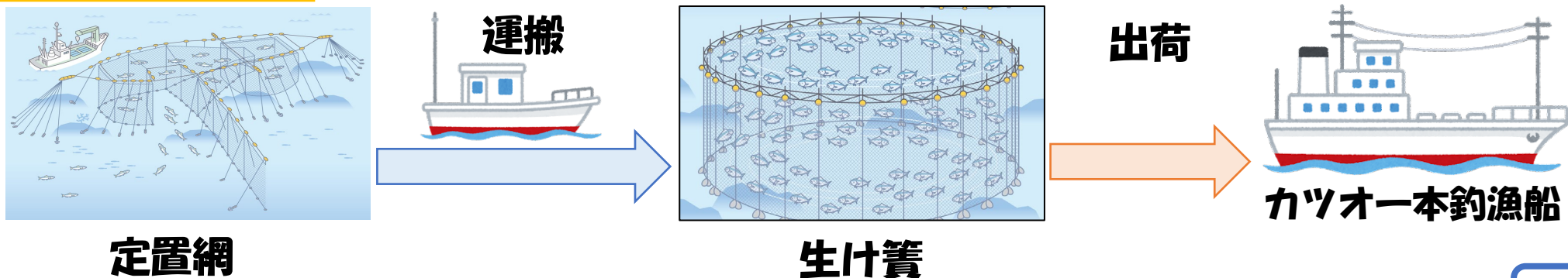
(2) 原魚換算係数の確定、活き餌用漁獲量の把握方法確立(その5)

和歌山県では小型定置網漁業によるカタクチイワシの活き餌用漁獲の実態があり、漁獲から販売までの流れと漁獲量の把握方法は以下のとおり。

- ・ 漁獲後、定置網から生け簀に運搬し、一定期間馴致した後、カツオ一本釣漁船に出荷（販売）
- ・ 出荷時に、バケツ一杯当たりの重量（関係漁業者の経験則に基づき推定）及び販売数量により、一定の精度で漁獲量の把握が可能

※漁獲直後に、定置網から直接カツオ一本釣漁船に出荷することはほとんどない

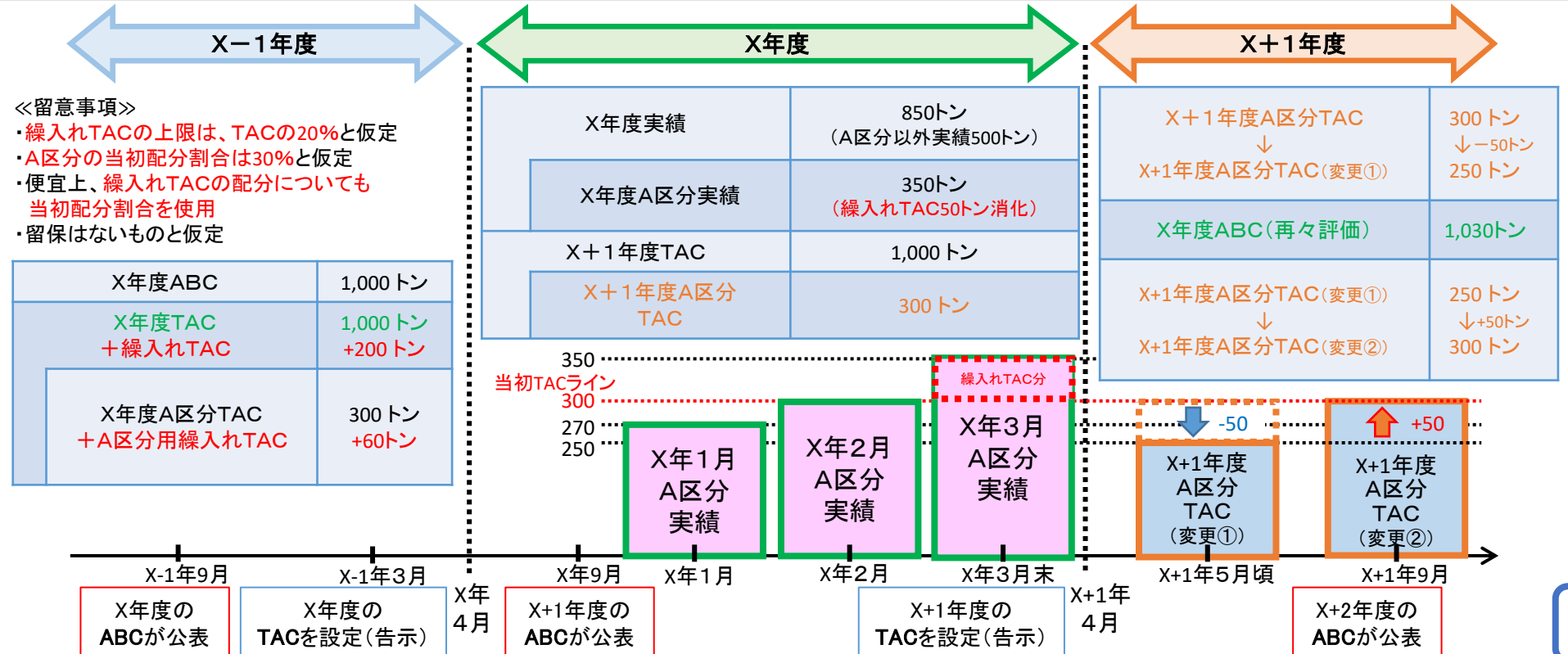
<イメージ図>



2. 各課題の対応状況について

(3) 翌管理年度からの繰入制度の検討(制度の全体像(イメージ))

- X-1年度の資源評価において、X年度のABCを算出するとともに、X+1年度から繰り入れできる数量(繰入れTAC)を算出する。
(※繰入れTACの算出に用いる割合は、MSY水準の達成に与えるリスク評価の結果を踏まえて決定する。)
- (※繰入れTACの配分についても、予め関係者間でルールを決めておく。)
- X年度において、配分を消化することが見込まれる県又は大臣管理区分は、申請等により、繰入れTACからの配分の範囲内で漁獲することが可能になる。
- X+1年度において、X年度の漁獲量が確定次第、繰入れTACからの配分を受けた県又は大臣管理区分であって、その配分を消化したところは、消化した分をX+1年度の配分から差し引く。(変更①)
- X+1年度の資源評価において、利用可能となる再々評価後のX年度ABCがX年度TACよりも大きい場合には、再々評価後のX年度ABCまで獲ってよかったものと考え、変更①で差し引いた分を再調整する。(変更②) (※再々評価後のABCが当初TACよりも小さい場合、再調整はしない。)



2. 各課題の対応状況について

(3) 翌管理年度からの繰入制度の検討(リスク評価)

- 前ページの繰入制度の導入に伴い、
 - 繰入れを行うことにより、その年に設定したTACよりも多くの魚を獲ることになる
 - この結果、資源に悪影響を与える可能性が高まる
 - 一方で、再調整を行う場合を除いて、多く獲った分は翌年のTACから差し引きすることになる。このことを踏まえて、繰入制度の導入が、資源に対してどのような影響を与えるかを評価するのが「リスク評価」。
- どのような影響を与えるか、については、以下の指標で評価する。
 - ✓ 10年後に目標管理基準値を上回る確率
 - ✓ 10年間に一度でも限界管理基準値・禁漁水準値を下回る確率
 - ✓ 10年間で限界管理基準値を下回る平均年数
 - ✓ 10年間で漁獲圧が F_{msy} を上回る平均年数
- 現時点において、このリスク評価を行っているところであり、この作業に目途がつき次第、具体的な繰入制度案を示して議論を進めていく。

2. 各課題の対応状況について

(4) 配分方法・融通促進制度(その1)

- ステップアップ期間において、T A C報告による漁獲量の積み上がりを見ながら管理の運用のシミュレーションを実施し、国の留保からの追加配分の方法や、府県間融通の促進方策といった柔軟な運用の詳細を検討することとしている。
- 検討に際しては、「主な漁期が夏場の短期間であり操業を早期に終了する府県」及び「漁期が冬～春にも及び長期間にわたり操業する府県」の操業実態を考慮する必要がある。
- 以上を踏まえ、水産庁では、本年3月以降、関係府県のT A C報告の月報を作成し、各府県と共有している。【参考2】
- 柔軟な運用の各項目に関する現時点の考え方のイメージ等は、P11～14のとおり。

2. 各課題の対応状況について

(4) 配分方法・融通促進制度(その2)

【配分方法】

- ①令和7管理年度においては、ステップ1管理として、資源管理基本方針に基づき「48,000トンの内数」として各府県に配分し、管理を行う際の参考数量として、48,000トンに農林統計の過去3年間の漁獲実績シェアの平均値を乗じた数量（留保枠の設定なし）を算出した。
- ②ステップ2への移行後は、資源管理基本方針に基づき「試行水準」として各府県に配分し、管理を行う目安数量を算出する予定。このため、目安数量算出の基準を検討する必要がある、論点として以下が考えられる。
 - ・ 留保枠をどうするか
 - 追加配分の方法についても、併せて検討する必要
 - 操業が早期に終了する（又は冬～春にも操業する）府県や、年によって漁獲量が大きく変化する府県への配慮する方法があるか
 - ・ 目安数量の算出の際に、過去何年分の漁獲実績を用いるか
 - 漁期が早く終了する府県や、年によって漁獲量が大きく変化する府県へ配慮する方法があるか【参考4】

2. 各課題の対応状況について

(4) 配分方法・融通促進制度(その3)

【府県間融通】

- ①府県間融通に関しては、第3回SH会合（令和6年5月）において、以下の考えを示している。
 - ・ 盛漁期を過ぎて配分枠が余る場合等に、漁獲枠の確保を目的に、必要以上に漁獲実績を積み上げるような操業を強いられないようにするため、他府県へ漁獲枠を融通した府県については、融通した量に応じた分を当該府県の漁獲実績として見なし、翌年以降の府県配分量に影響がでないように配慮する等の対応を検討します。
 - ・ また、府県間で融通を行う場合、関係する府県間で調整を行うことが基本ですが、関係府県間での調整が難しい場合には、水産庁（瀬戸内海漁業調整事務所）が仲介することにより、融通の仕組みが適正かつ迅速に運用されるよう対応したいと考えています。
- ②上記①を踏まえた府県間融通の制度の検討に当たっては、TACの配分方法（特に留保枠の設定及び運用）を併せて検討する必要がある、令和7管理年度におけるTAC報告による月毎の漁獲量の積み上がり方を見ながら検討を進める。

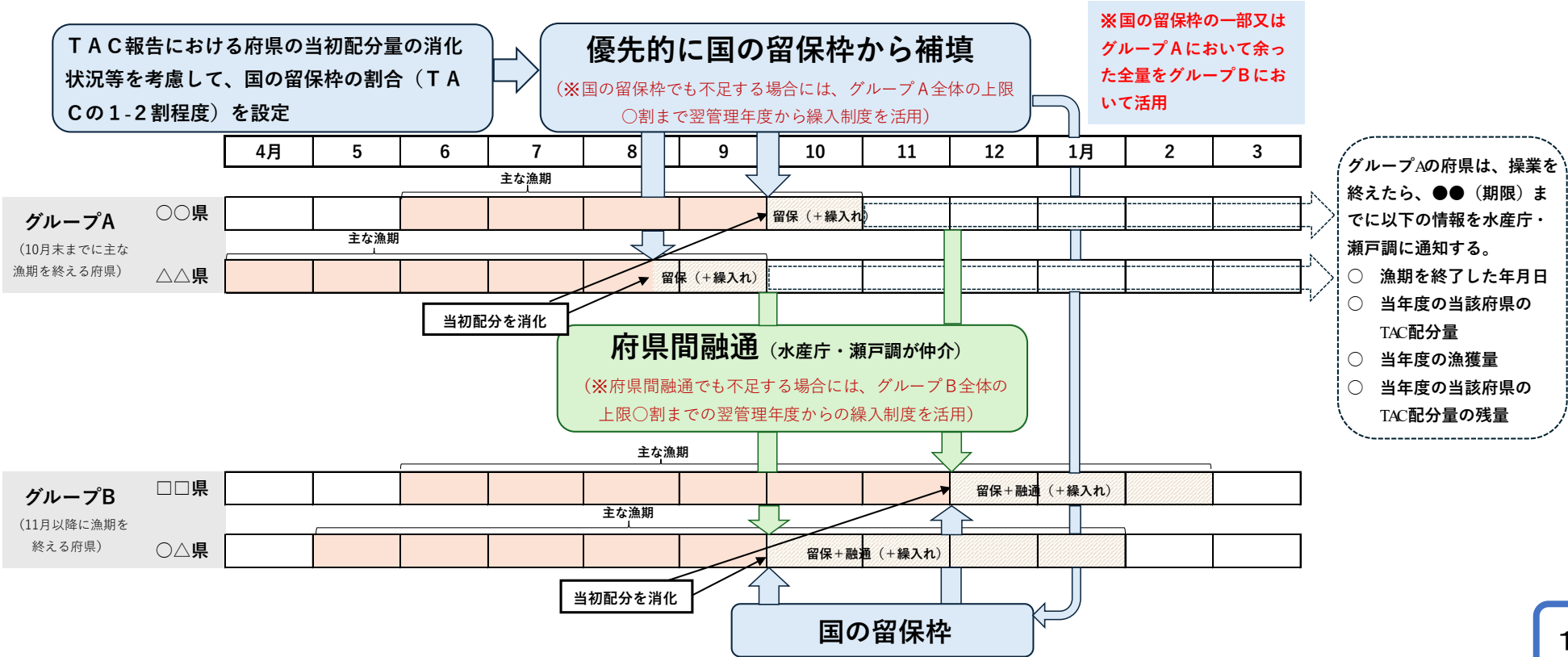
2. 各課題の対応状況について

(4) 配分方法・融通促進制度(その4)

【TACの府県への配分及び府県間融通方法の一案】

操業が早期に終了する府県は優先的に国の留保枠を活用し、冬～春にも操業する府県には主に県間融通と繰入制度を活用する運用とする。

(具体的なイメージ)



2. 各課題の対応状況について

(4) 配分方法・融通促進制度(その5)

【その他】

- ・ ステップアップ期間におけるTAC報告による漁獲量の扱い（農林統計及び資源評価への活用含む）については、課題（1）（TAC報告による正確な漁獲データの収集）への取組状況を踏まえて、今後検討していく。
- ・ なお、漁獲実績を積み上げるために明らかに漁獲努力量を増やしている等、TAC管理の趣旨に逆行するような操業がみられる場合には、ステップアップ管理の取組を適切に進める上で必要な助言・指導等を行うとともに、当該操業による実績の扱いについてステップ1・2の間に議論していく。

2. 各課題の対応状況について

(5) シラスの管理

- シラスの管理については、資源管理基本方針に「シラスを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める」という内容を明記している。一方で、「漁獲努力量を増加させない」の意味するところが不明瞭であり、より具体的な管理の在り方を検討すべきとの意見がある。
- このため、現状（令和7年1月1日現在）におけるシラス漁業の実態（漁業種類、許可期間、（発給されている）漁業許可及び操業実稼働ごとの漁期（盛漁期）・操業海域・経営体数・隻数など）の調査・整理を進めた。【参考5】
- また、本課題について、カエリ以上のカタクチイワシと同様に、シラスのより正確な漁獲量を把握する必要がある、との意見がある。そのため、令和7年7月、瀬戸内海全域でシラスの漁獲量の正確な把握を進めることの是非に関する調査を実施した。
この結果を踏まえ、関係府県間で議論した結果、令和7年から、関係府県は年1度の頻度でシラスの漁獲量を報告することとなった。【参考6】
- 以上の整理を踏まえ、今後も引き続き、より具体的な議論を展開する。

3. 今後のスケジュールについて

●今後、5つの課題について、以下のスケジュールを想定して検討を進めていく。

	R7年 9月	10月	11月	12月	R8年 1月	2月	3月	4月
(1)TAC報告による正確な漁獲データの収集	正確な情報収集体制の確立のための取組を実施			TAC報告による正確な漁獲データの収集を確認		引き続き、必要な取組を継続		
(2)原魚換算係数の確定、活き餌用漁獲量の把握方法確立	各府県において調査・検討 & 関係府県間で適宜議論			原魚換算係数等の確定		引き続き、改善を検討		
(3)翌管理年度からの繰入制度	繰入制度の詳細を議論			繰入制度の詳細を決定		引き続き、制度の改善を検討		
(4)配分方法・融通促進制度	TAC報告による月毎の漁獲量の積み上がり方を考慮して随時検討・改善							
(5)シラスの管理	シラス漁業及び漁獲の実態調査の結果を踏まえて、具体的な管理方法を検討							
(その他会合等)	●10/3 第4回府県行政間意見交換会 ●10/22 TAC意見交換会		●水産政策審議会	●第5回府県行政間意見交換会 (※12-1月に現地の浜回り説明会を開催予定。)		●第4回SH会合及びTAC意見交換会 (※ステップ2の移行並びに令和8管理年度のTAC及び府県配分について議論。)		●水産政策審議会
								令和8管理年度の開始

16